

# Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン 暫定基準の概略について

## I アクセシビリティ・ガイドライン

### 1 概要

組織委員会が、国際パラリンピック委員会（IPC）の求めに応じて策定する、大会運営に係るハード・ソフト両面のバリアフリー化を目的とする大会時のガイドライン

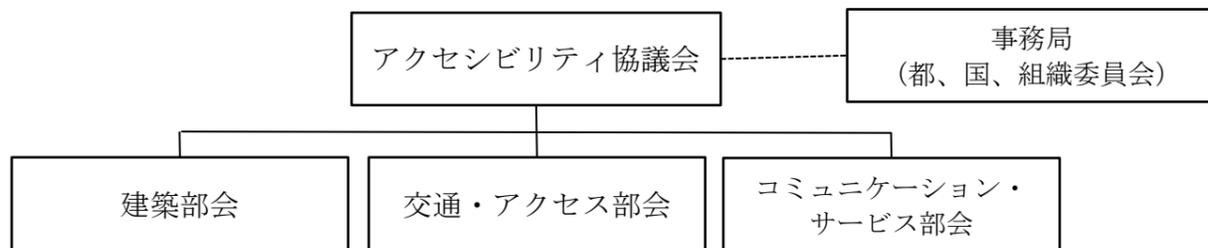
### 2 アクセシビリティ・ガイドラインの性格

ガイドラインに法的拘束力はないが、組織委員会は、対象施設の管理者等の大会関係者に整備の働きかけを行うとともに、仮設施設の整備やソフト的対応も含めガイドラインを踏まえた大会運営を確保

## II Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン

### 1 検討体制

都は、国・組織委員会と共催で、アクセシビリティ協議会を設置



※策定に当たり、障害者団体、関係機関、有識者等の意見を聴取

#### (1) 建築部会

各会場における通路、エレベーター、会場の座席、トイレ等におけるバリアフリーの技術仕様を検討

#### (2) 交通・アクセス部会

アクセス経路に関わる空港・駅・港湾・道路・バス停における通路、エレベーター、トイレ等のバリアフリーの技術仕様を検討

#### (3) コミュニケーション・サービス部会

組織委員会による刊行物・案内サイン等情報発信の技術仕様や大会スタッフ・ボランティア向け接遇トレーニングの指針を検討

### 2 策定スケジュール

- 本年1月、ハード編（暫定基準）についてIPCが承認
- 現在、設備や情報発信等の技術仕様に加え、ソフト面についても取りまとめており、平成28年度中に最終承認を得る予定

## III 暫定基準の適用

### 1 暫定基準

大会施設や会場までの経路等、構造物の設計段階で必要となる「通路、スロープ、階段、出入口、エレベーター、会場の座席」等ハード面に係る約180項目（数値基準：約50項目）について先行的に「暫定基準」として取りまとめ

ハード面のうち、家具やカウンター等住宅設備機器は現在検討中

### 2 適用の範囲

- (1) 東京オリンピック・パラリンピック大会の会場であってアクセシビリティに配慮が必要な観客等（パラリンピック選手、大会関係者等その他のクライアントを含む。）のエリア
- (2) 両大会の競技会場へのアクセス動線のうち、アクセシビリティに配慮して、組織委員会が選定する経路や輸送手段などの動線

### 3 暫定基準の設定と適用の考え方

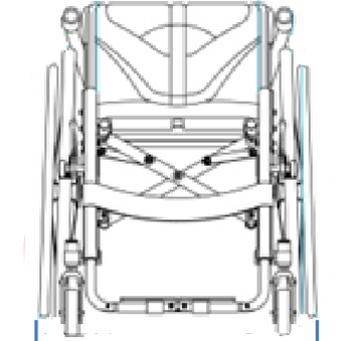
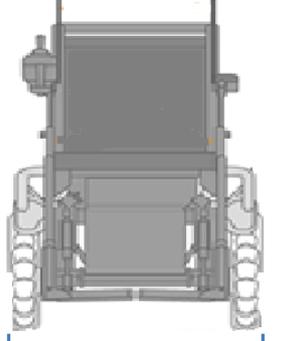
推奨	『東京都条例等による望ましい整備』及び『IPCガイドの推奨基準』の水準を総合的に勘案 ⇒新設の会場、主要駅等において、仮設対応を含めて、可能な限り実現を目指す
標準	『IPCガイドの遵守基準』『国の推奨基準』『国の遵守基準を上回る東京都条例等の整備基準（遵守基準/努力基準）』の水準のうち、相対的に高いものを総合的に勘案 ⇒既存の会場、多くのアクセシブルルートにおいて、大会後の利用ニーズ等を勘案し、仮設対応を含めて、可能な限り実現を目指す

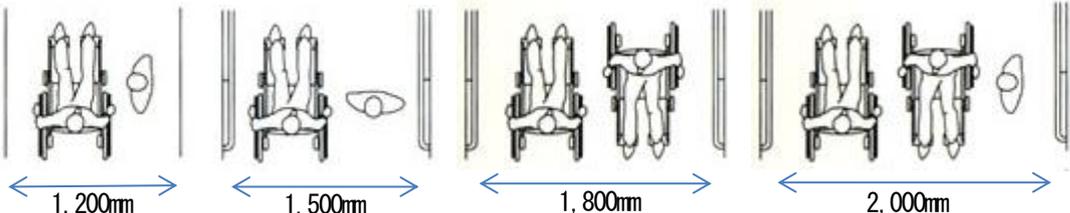
但し、構造上等の理由等によって、標準基準を満たせない場合、少なくとも現行の『国の遵守基準』は満たす

※ 現場条件、大会時及び大会後の利用ニーズ、会場施設の規模・用途、維持管理等により、適用対象施設ごとにこれらの基準を組み合わせ対応する場合がある。

※ IPCの示す『アクセシビリティガイド』及び関係国内法令等に基づき基準をとりまとめ  
【関係国内法令等】  
都：福祉のまちづくり条例、施設整備マニュアル 等  
国：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、建築設計標準 等

(参考) 暫定基準の具体例

項目	数値基準／数値以外の基準		
会場・公共交通の 出入口のドア幅	推奨基準：950mm 標準基準：大会会場は850mm 公共交通施設は900mm その他：公共交通施設では800mm ※競技用車いすを利用する選手動線は1,000mm以上		
	手動車いす	電動車いす	競技用車いす
	  540mm 操作に必要な幅 740mm	  625mm 操作に必要な幅 725mm	  900mm 操作に必要な幅 1,000mm
競技会場の アクセシブルな 座席比率	標準基準：オリンピック大会会場は0.75% パラリンピック大会会場は1.0%～1.2% 同伴者席は同比率で横に設置 ※アクセシブルな座席は複数の位置から座席の選択が可能となるよう分散して配置することが望ましい。		
サイトライン (可視線)の確保	車いす使用者がアクセシブルな座席と前席の床の高さの差は、前席の観客が立ち上がった際にも観覧が可能となるよう、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトライン（可視線）を確保したものとする。		

項目	数値基準／数値以外の基準														
<b>会場・公共交通の 通路幅</b>	<p>推奨基準：不特定多数の歩行者が極めて多い通路は2,000mm以上 選手村・公共交通機関は1,800mm以上</p> <p>標準基準：不特定多数の歩行者が極めて多い通路は1,800mm以上、 選手村・公共交通施設は1,500mm以上</p> <p>その他：1,200mm以上</p> <p>※歩道は、歩行者の多い場合3,500mm以上、標準基準2,000mm以上、国内基準1,500mm以上。ただし、地形の状況、その他の特別な理由によりやむを得ない場合は当該区間を1,000mmまで縮小可能</p>  <p>車いす使用者と横向きの人がすれ違える幅      車いす使用者と人がすれ違える幅      車いす使用者同士がすれ違える幅      車いす使用者同士人が、よりすれ違える幅</p>														
<b>会場・ルートの エレベーターの かごの大きさ</b>	<p>推奨基準：幅2,100mm×奥行1,500mm又は同等水準のサイズ</p> <p>標準基準：幅1,700mm×奥行1,500mm又は同等水準のサイズ</p> <p>その他：幅1,400mm×奥行1,350mm</p> <p>※鉄道駅等は、同一ホーム等に複数台設置することにより全体容量で推奨基準を達成する場合も、当該基準を満たすものとする。</p> <table border="1" data-bbox="416 1467 1538 1771"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 1467 847 1590">&lt;目安&gt;</th> <th data-bbox="847 1467 1185 1590">手動車いす (幅540mm×長さ850mm)</th> <th data-bbox="1185 1467 1538 1590">電動車いす (幅625mm×長さ980mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 1590 847 1653">2,100mm×1,500mm (24人乗り)</td> <td data-bbox="847 1590 1185 1653">4台</td> <td data-bbox="1185 1590 1538 1653">3台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1653 847 1715">1,700mm×1,500mm (17人乗り)</td> <td data-bbox="847 1653 1185 1715">3台</td> <td data-bbox="1185 1653 1538 1715">2台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1715 847 1771">1,400mm×1,350mm (11人乗り)</td> <td data-bbox="847 1715 1185 1771">2台</td> <td data-bbox="1185 1715 1538 1771">2台</td> </tr> </tbody> </table>			<目安>	手動車いす (幅540mm×長さ850mm)	電動車いす (幅625mm×長さ980mm)	2,100mm×1,500mm (24人乗り)	4台	3台	1,700mm×1,500mm (17人乗り)	3台	2台	1,400mm×1,350mm (11人乗り)	2台	2台
<目安>	手動車いす (幅540mm×長さ850mm)	電動車いす (幅625mm×長さ980mm)													
2,100mm×1,500mm (24人乗り)	4台	3台													
1,700mm×1,500mm (17人乗り)	3台	2台													
1,400mm×1,350mm (11人乗り)	2台	2台													